

障 障 発 1001 第 1 号  
平成 26 年 10 月 1 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

#### 同行援護事業所における経過措置期間中の留意点等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、同行援護従業者要件等の経過措置について、視覚障害者等に対して同行援護が十分に提供出来なくなってしまうこと等の理由により、「厚生労働大臣が定める者」（平成 18 年厚生労働省告示第 548 号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発 1031001 号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 号）の一部を改正し、平成 30 年 3 月 31 日まで延長されたところで

つきましては、経過措置期間中の同行援護事業所における留意点等を下記のとおりまとめましたので、各都道府県におかれましては管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

## 記

### 1 同行援護従業者に係る経過措置について

同行援護従業者における経過措置の内容は次のとおり。

従業者	<ul style="list-style-type: none"><li>居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者 → <u>平成30年3月31日までの間、1年以上の実務経験を要しない経過措置</u></li><li>障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者 → <u>平成30年3月31日までの間、1年以上の実務経験を要しない経過措置</u></li></ul>
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"><li>介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修1級課程、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で3年以上介護等の業務に従事した者であって、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者 → <u>平成30年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）修了を要しない経過措置</u></li><li>平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事したもの → <u>平成30年3月31日までの間の経過措置</u></li></ul>

なお、経過措置の延長については今回限りとし、再延長は行わない。

### 2 同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）について

同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）については、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得すること等を目的としている。

視覚障害者等に対して、適切な同行援護を提供するため、本来の資格要件となっているサービス提供責任者はもとより、従業者においても、同行援護従業者養成研修を積極的に受講していただくようお願いするとともに、各都道府県におかれては、研修機会の確保に努めていただきたい。

### 3 平成26年10月1日以降の同行援護事業所の従業者について

本来、経過措置は暫定的な取扱いであることから、都道府県等におかれては、今回延長した経過措置期間満了日までの間に、経過措置対象従業者等の解消に努めるとともに、平成26年10月1日以降の新規の指定同行援護事業所においては、本来の要件を満たした従業者等の配置に努めていただくようお願いする。

<同行援護事業所における人員基準>

従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常勤換算 2.5 人以上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者</li> <li>・ 居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に 1 年以上従事した経験を有する者</li> <li>・ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に 1 年以上従事した経験を有する者</li> <li>・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等</li> </ul> </li> </ul>
サービス提供者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業規模に応じて 1 人以上（管理者の兼務及び常勤換算も可能）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修 1 級課程、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で 3 年以上介護等の業務に従事した者であって、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者</li> <li>・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等</li> </ul> </li> </ul>
管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）</li> </ul>

4 その他

経過措置期間中（平成 26 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日）、経過措置対象者の状況について、毎年報告していただく予定である。

なお、一定期間を経過しても、経過措置対象者が減少しない場合、各都道府県に対し、同行援護従業者養成研修実施計画書を策定の上、国に進捗状況を定期的に報告していただく予定であるので、ご了承ください。